

## 主な留意事項

### 1. 申請対象者について

- ◎令和8年度申請時に中野区に居住し、かつ住民登録をしている世帯が対象となります。
- ◎共同住宅(分譲マンション、賃貸住宅等)の管理組合、所有者、管理者等の方からの申請は出来ません。
- ◎共同住宅(賃貸住宅、分譲マンション等)にお住まいの方も申請できますが、必ず所有者、管理組合等の承諾を得て下さい(同意書等の提出が必要)。なお、エントランス、駐輪場等の共用部分への設置は対象外となります。
- ◎複数の機器等を購入した場合は合算額で申請可能とします。ただし、補助上限は変わりません。
- ◎令和8年度中で、1世帯での申請回数は1回のみとし、同一世帯複数での補助は受けられません。また令和7年度に本補助金の交付を受けた世帯は対象外となります。

※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員、区民税を滞納している者は除く。

### 2. 補助対象について

- ◎事業実施期間中に新品購入及び設置を完了された防犯機器類が申請対象です。
- ◎防犯機器のレンタルやリースは補助の対象外です。また、購入に伴う配送料、撤去・廃棄・移設費用、手数料、通信料、電気代、振込手数料も補助対象外です。
- ◎店舗や事務所として使用している部分への購入及び設置は補助対象外です。
- ◎施行業者以外に設置した場合の材料費等や謝礼は、補助対象外です。
- ◎防犯カメラを設置する場合は、プライバシー保護に配慮し、撮影範囲に入る住居等管理者への事前説明を行い、必ず同意を得て下さい。
- ◎設置した機器について、中野区が現地調査を行う場合があります。

### 3. 提出書類について(特に注意すること)

- ◎宛名の無い(苗字のみ)領収書やレシート、発行者名(会社名)等記載がないもの、支払い内容が不明な領収書では申請できません。
- ◎申請時に提出される領収書の宛名と補助交付決定後に提出していただく「中野区防犯機器等購入緊急補助金請求兼支払金口座振替依頼書」の名義はすべて申請者と同一です。
- ◎クーポンやポイントを利用した場合は割引後の金額が助成対象です。
- ◎審査により申請書類に不備があった場合には、再度提出を依頼いたします。適正な申請書類の提出がない場合には補助は不交付になります。